

令和7年度 第33回佐世保市子ども・子育て会議 議事録(要約版)

日時:令和8年2月24日(火) 19:00~20:44

場所:佐世保市役所本庁舎 4階「全員協議会室」

議事(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

【資料6】 議事(3)特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

委員質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
【資料6 1ページ】 1号と2号の現在の利用定員は35名で、新になると3号の5名を加え、2号の定員は5名減って35名になるが、平米数の床面積の設置と園児数の基準はクリアできているのか。 また、1・2歳児を5名追加することで給食施設の関係はどうなるのか。	定員の内数が変わることにより、利用者数に対する基準をクリアできることを確認している。 また、今後、給食設備が作られることが前提で、利用定員の設定が行われている。 資料6の2に「設定予定日」として令和8年6月が予定されており、その時点までに給食の開始が行われる予定である。
2ヶ月で給食施設が完成するのか。	計画図面をいただいて、工期を含めて確認をさせていただき、委員の皆様へ資料等を配布したいと思う。
【資料6 1ページ】 3号を増やすことで、利益が上がるということはあるのか。 また、年齢によって値段が違うのか。	運営費は年齢に応じて異なるため、1・2歳児の受け入れにより、異なった単価で収入がある。 一方で1・2歳児には3歳以上の子どもより先生を手厚く配置する必要があるため、人件費もかかるため、収入が大幅に増えることはない。
1・2歳児を受け入れることで、園児数が維持できるという見通しを立てているのか。	今回提案しているのは、きょうだい児の受け入れが可能になることを目指したものであるため、利用者数の維持もないとは言えない。 直接的な申し出はなかったが、そのような要素も含まれていると考えられる。

議事(4) 保育所等施設整備計画選定分科会の報告について

【資料2】 佐世保市子ども・子育て会議(保育所等施設整備計画選定分科会)の実施について(報告)

委員質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
質問・意見なし	

**議事(5) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施施設の確認に係る意見聴取について
(事前説明)**

【資料3】 令和8年度佐世保市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

委員質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
【資料3 1ページ、2ページ】 昨年実施されて利用認定者が124名で、延べ利用人数が146名ということだが、どれぐらいの割合の子どもさんが利用されたか。 また、ひと月最長10時間まで利用可能とのことだが、これは決まっているのか。 10時間以上の利用希望はあるのか。	令和7年度の利用状況については、月に60名の利用があると見込んでおり、現在利用認定者が124名で、想定よりも多くの申し込みがあったと分析している。 月の利用の上限時間については、国の規定により、上限が月10時間と定められている。 実施にあたって国からの給付があり、その上限が月10時間であるため、制度の範囲内で実施している。
月10時間を超えても利用したいという方がいれば、国の補助を受けずに利用することは可能という認識でいいのか。	本市におけるこども誰でも通園制度は、国の補助ありなしにかかわらず月10時間までを考えている。 10時間を超える場合は、こども誰でも通園制度を利用できないため、例えば一時預かりなど制度を利用いただくことになる。
共働き世帯が増加している現状において、とても素晴らしい制度であり、特に母親にとって大変助けになると感じた。	なお、現状として、月10時間を超える利用希望はない。
【資料3 1ページ、6ページ】 上限月10時間について、他都市では独自に延長している自治体もあるが、佐世保市では今後上限を延ばす予定があるのか。 また、こども誰でも通園制度と一時預かりの併用が可能なのか。 そして、令和7年度は余裕活用型のみの施設が対象だったが、令和8年度は一般型も申し込みがあれば運営が可能ということではよかったか。	10時間を超えた場合の考え方については、今後検討が必要である。 2点目の一時預かりとの併用については可能である。 なお、現在、一般型についても募集を行っているが、令和8年度は一般型が加わる予定である。
【資料3 1ページ】 制度の目的で、「多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形で支援を強化する」との記載があるが、月10時間でどういう方が利用するのか、利用する方は本当に役立っているのか。 また、「児童及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握するための」と記載があるが、利用者の面談を通して、今後佐世保市はどういう方針で事業を展開していくのか、利用した結果をどのように活かしていくのか教えていただきたい。	乳児等通園支援事業については、就労要件がなく、0歳から2歳の在宅の方が主として利用できる制度となっている。 一時預かりは、保護者の方のリフレッシュなどで一時的に利用することで、保護者目線の制度となっている。 こども誰でも通園制度については、保育者からのアドバイスや、保育園を経験したい、健康状態を定期的に確認したいといった、家庭での子育てが孤立しないように、交流も含めて定められている制度として、0歳から2歳の在宅の方が利用されている。 方針については、こども誰でも通園制度の利用に当たっ

	ては、面談を必須としている。 面談時には、子どもの発育状況等を確認し、気になる点が見られる場合には地域担当の保健師や子ども未来部につなげていただき、家庭が孤立することのないよう、必要な支援や助言を行う仕組みを検討している。
これから検討していくという理解でいいか。	令和 7 年度から実施しているので、孤立した家庭がないか吸い上げる手段の一つとして運用ができると考えている。
この制度が始まったことについて、在宅で子どもを見ている保護者からは喜びの声を多く聞いている。 一方で、自宅の近くに預けられる施設がなく利用しづらいことや、受け入れ可能な園が少ないこと、また 0 歳児は受け入れが難しく、1 歳児であれば可能であるが 0 歳児は利用できないといった理由により、利用したくてもできなかったという方も結構いる。 そのため、今後、実施できる園が増えていく見込みがあるのかという点や、こども誰でも通園制度と一時預かりの違いについて、保護者が説明を受ける機会が十分にあるのかという点についても考えていただきたい。 預ける側の都合ではなく、園の都合でしか預かってもらえず利用しづらいという声もあるため、利用者のニーズにしっかり応えられる制度になってもらいたいというのが保護者の声である。	こども誰でも通園制度は、今年度から開始しており、今年度は余裕活用型として、保育所や認定こども園の定員に余裕がある場合に利用できる形で実施している。 そのため、指摘のあった点については、すべてのニーズに応えることができていない部分もあると考えている。 今年度は来年度の本格実施に向けた段階であり、余裕活用型に加え、余裕活用型以外でも受け入れが可能となる制度を来年度設けていきたいと考えている。 0 歳児の受け入れについては、どこまで拡大できるか現時点では不明であるが、受け入れの拡大を図っていきたいと考えている。 保育所や認定こども園の協力のもとで進める必要があるため、この段階で断定はできないが、可能なニーズを受け入れられるよう努めていく。 また、一時預かりとの違いについては、広報は行っているものの十分に伝わっていない部分もあるため、今後も周知に努めていく。
事故が起こった時の補償はどうなるのか。	事故が発生した場合については、国から示されている内容として、通常の教育・保育と同様に施設において賠償責任保険に加入し、事故があった際には補償を行うことが望ましいとされている。 本市としても、国の指針に沿った対応を各施設に伝えているところである。
利用者から料金の徴収はないのか。	制度上、利用する保護者から徴収する費用は、令和 8 年度の場合、標準利用料 300 円に加え、教材費やおやつ代、昼食代などの実費については施設において徴収することが可能とされている。 また、賠償保険料についても、実費の範囲内で施設が請求することが制度上可能となっている。
3 点質問させていただく。 まず 1 点目は、令和 7 年度が余裕活用型であって、	1 点目について、今年度余裕活用型で実施している施設が来年度一般型で実施する場合は、改めて一般型の

来年度が一般型に変更する場合については、認可と確認の両方が必要になるということによかったか。 2 点目が、0～2 歳児のこども誰でも通園制度に該当する子どもはどれぐらいいるのか。 3 点目が、一般型と余裕活用型について、年度途中での柔軟な変更が可能かどうか。国が、一般型と余裕活用型の柔軟な対応を認めているのであれば、佐世保市も柔軟に対応するということがよかったか。	認可を受ける必要があり、あわせて一般型の確認を受ける必要がある。 2 点目について、令和 8 年度のこども誰でも通園制度の利用人数の見込みは、0 歳児 40 人、1 歳児 19 人、2 歳児 4 人としている。 この見込みは、こども家庭庁が示している算定式に基づき、就学前児童数から保育所や認定こども園などの申込者数を差し引き、さらに利用定員 1 人当たりの受け入れ可能時間(月 176 時間)で割ることで算出している。 これに加え、本市独自に一時預かり制度の利用人数を差し引いた上で年齢ごとの利用人数を見込んでいる。 3 点目について、余裕活用型と一般型の方式間の年度途中の変更については、現段階では令和 8 年度においては不可とする考えであるが、国の通知等が確認できれば、佐世保市としても同様の対応を行っていく。
--	---